

港管第 41 号
令和 2年 5月 15日

福岡市ヨットハーバー指定管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(港湾空港局港湾管理課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の対応について (通知)

日頃より、施設の管理運営にご尽力いただきありがとうございます。
施設での対応等について、国からの緊急事態宣言・特定警戒都道府県の解除を受け、
下記のとおり対応することとしましたので、通知いたします。

記

1 施設の利用等について

- (1) ヨットハーバーを開館し、ヨット利用の制限を解除します。
(ただし、会議室、シャワー室、更衣室、ロッカーの利用は当分の間継続)
- (2) 駐車場の閉鎖を解除します。
- (3) 特に以下の点を踏まえた、コロナ対策を行って下さい。
 - ・職員及び利用者にヨットハーバー内では必ずマスクを着用するよう周知して下さい。
 - ・入館時のアルコール消毒を徹底して下さい。
 - ・受付に職員と利用者を隔てるアクリル板などを設置して下さい。
 - ・建物内の換気、アルコール消毒を徹底して下さい。
 - ・クラブハウス内では利用者間 2 m以上の間隔を保つよう周知して下さい。
 - ・50 人以上が特定の場所に同時間帯に密集する活動や大会等は禁止します。
 - ・3密の回避、健康チェックの呼びかけをして下さい。

2 開館日

5月18日(月)午前9時半

3 その他

今後の状況により、再度閉館等となる場合があります。その際は、別途通知いたします。

以上

(問い合わせ先)
港湾空港局 港湾管理課 企画管理係 森部
TEL : 092-282-7134 (内線 7134)
FAX : 092-282-7772